

平成26年9月4日

大田区議会議長あて

陳情者

住 所 〒145-0065

大田区東雪谷2-23-13-405

氏 名 釜石 徹

電話番号 070-5592-9022

件名：

首都直下地震に備え減災を目的とした旧耐震家屋減少対策実施に関する陳情

陳情の趣旨

首都直下地震によって建物倒壊や地震火災により多数の区民が死亡、負傷、生埋めになる被害が想定されております。言うまでもなく旧耐震基準家屋を減少させることが最も効果のある減災対策であるといわれていますが、残念ながら大田区ではこの対策が遅々として進んでおりません。防災・減災対策は様々な分野に影響が及び単体的な施策では対応ができませんが、次に挙げるような対策を始め様々な角度から減災対策を検討し早期に実施することで首都直下地震に備えて頂きたく陳情に及びます。

【検討願いたい減災対策案例】

1. 耐震補強助成金の増額
2. 工事期間中も普段通りの生活ができる耐震施工方法の提案
3. 更地化する場合の固定資産税優遇策
4. 長期借り上げを条件として空き家の無償解体と跡地を区が有効利用

理由

大田区地域防災計画（H24年度修正）によれば、東京湾北部直下型地震（M7.3、冬18時、風速8m/秒）の場合に、建物倒壊や地震火災により区内では約千名が死亡し、約3千8百名の人が自力脱出困難者となり、家屋全壊約1万棟、地震火災約3万棟の被害が想定されています。昨年12月に公表された首都南部直下地震の場合でも同様の被害想定となると思われます。

平成27年度における自然更新による総住宅戸数は34万4千戸であり、そのうち耐震性不十分な住宅戸数は4万6千戸と推定されております。（大田区耐震改修促進計画より）

これらの耐震性不十分な家屋は大規模地震発生時に家屋倒壊による道路閉鎖、隣家巻き込み倒壊、生き埋めや出火などの被害原因となり、また救助活動の妨げになることが予想されます。

大田区では平成 22 年度より大田区耐震改修促進計画による耐震性が不十分な家屋の耐震補強工事が進められておりますが、5 年間で 1 万戸の目標を掲げたもののこれまでの実績は目標に遠く及ばないのが実情であります。

一方で、昭和 56 年 6 月以前に建築確認された家屋の所有者の立場で考えれば、建築基準法の改正により既存不適格となったものであり、法改正による理由のために個人出費を伴う耐震改修をすることには納得がいかないという意見があることも理解ができます。実際に耐震改修工事を行うとなれば、工事費用の負担ばかりでなく工事のために部屋の片づけや一時的な転居のことを考えれば大変煩わしいと同時に費用も嵩むことでもあり、耐震改修工事に踏み切ること躊躇する原因にもなっているものと思われまます。

また、更地化するにしても家屋の解体費用やその後の固定資産税が 6 倍となることから、所有者にとっては何のメリットもないことも耐震化が進まない原因であるとも思います。

旧耐震家屋の所有者の心情は理解できるものの、一般区民からみれば大地震発生時に倒壊危険性のある旧耐震家屋が町中に放置されている危険な状態であるにも関わらず、その危険家屋を知らされない中で我々は生活をしていると言わざるを得ません。毎日を大変不安に思いながら生活しております。

区民の安全を守るためにも早急に旧耐震家屋の減少施策を立てて首都直下地震に備えることが地域防災力の強化につながり、区民にとって安心できるまちになるものと考えます。

以上